

高齢化集落支援事業について（集落配布用）

（ R 7 . 4 月 建設課 ）

○事業の概要

高齢化率が高い集落が実施している市道等の道普請や江普請について、労力不足で継続が困難となっている実情を踏まえ、地域貢献地元企業の協力を得て、引き続き継続的に実施されるよう支援するものです。

事業の実施にあたって、対象集落からの要望を聞き取り、従来から集落が実施している道普請等コミュニティ活動を阻害することなく、本事業による支援で労力不足等を補い、集落内の環境保全に寄与するものです。

また、地元建設業者の受注機会を確保することで、更なる地域貢献への取り組みを促すものです。

○対象集落について

高齢化率 5 0 % 以上の行政区（集落）

対象集落の基準日は、前年度 4 月 1 日です。

集落内全ての住民に対し、6 5 歳以上の住民が占める割合が 5 0 % 以上の集落を対象としています。ただし、前年度対象集落であったが、今年度対象外集落となった場合、2 ヶ年以内の特例措置期間を設けています。

○対象支援について

市道 （草刈り、支障木処理、側溝清掃等）

生活水路、小河川（草刈り、支障木処理、清掃等）

その他施設 （集落のコミュニティ活動上重要な施設）支援内容は上記と同じ
二級河川、農道、林道等は建設課の管理ではないため支援の対象外です。

○1 集落当たりの年間限度額について

世帯数が 1 0 世帯未満の高齢化行政区に対する限度額 3 0 万円【特例措置 1 5 万円】

世帯数が 1 0 世帯以上の高齢化行政区に対する限度額 5 0 万円【特例措置 2 5 万円】

○依頼業者の選定について

佐渡市が認定する地域貢献地元企業の中から選定してください。（別紙参照）

集落が依頼したい業者が地域貢献地元企業ではない場合は受付時にご相談ください。